

(仮称) 若穂スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、(仮称) 若穂スマートインターチェンジ地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、(仮称) 若穂スマートインターチェンジ（以下「スマートIC」という。）設置に向け、必要な検討、調整を行うとともに、スマートIC供用後も継続して社会便益、安全性及び管理運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地区協議会は、前項の目的を達成するため次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) スマートICの社会便益に関すること。
- (2) スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。
- (3) スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- (4) スマートICの構造及び整備方法に関すること。
- (5) スマートICの管理・運営方法に関すること。
- (6) スマートICの利用促進方策に関すること。
- (7) スマートICに係る広域的検討結果の反映に関すること。
- (8) スマートICの名称案に関すること。
- (9) スマートICの供用開始後における社会便益、安全性、採算性、管理、運営方法等についてのフォローアップに関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために地区協議会が必要と認める事項

(構成)

第4条 地区協議会は、別表1に掲げる者により構成する。

(会長等)

第5条 地区協議会に会長を置くものとする。

- 2 会長は長野市長をもって充てる。
- 3 会長は地区協議会を代表して会務を総括する。
- 4 会長は地区協議会の議長を務める。
- 5 会長に事故のある場合は、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は会長が招集する。

- 2 委員は、やむを得ない事情等により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 3 地区協議会は必要であると認めるときは、会議に別表 1 に掲げる以外の者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 7 条 地区協議会に第 3 条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討と調整を行うために幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表 2 に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、長野市建設部道路課長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合、同条中「地区協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(事務局)

第 8 条 地区協議会及び幹事会の事務局は、長野市建設部道路課に置き、その運営に要する経費は長野市の負担とする。

(その他)

第 9 条 この規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議の上、処理するものとする。

(附則)

この規約は、令和 2 年 9 月 8 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 7 年 2 月 1 9 日から施行する。

(仮称) 若穂スマートインターチェンジ地区協議会 委員名簿

別表 1

敬称略

	所属		職名	備考
会長	長野市		市長	
委員	国土交通省 関東地方整備局	道路部 道路計画第二課	課長	
		長野国道事務所	所長	
	長野県	建設部 道路建設課	課長	
		長野建設事務所	所長	
	長野県警察	警察本部交通部 高速道路交通警察隊	隊長	
		長野中央警察署	署長	
	東日本高速道路 (株)関東支社	総合企画部 総合企画課	課長	
		管理事業部 管理事業統括課	課長	
		長野管理事務所	所長	
		長野工事事務所	所長	
	若穂スマートインターチェンジ建設期成同盟会		会長	

12 名

別表 2

敬称略

	所属		職名	備考
幹事長	長野市 建設部 道路課		課長	
幹事	国土交通省 関東地方整備局	道路部 道路計画第二課	課長補佐	
		長野国道事務所 計画課	課長	
	長野県	建設部 道路建設課	企画幹	
		長野建設事務所 計画調査課	課長	
	長野県警察	警察本部交通部 交通規制課	課長補佐	
		警察本部交通部 高速道路交通警察隊	隊長補佐	
		長野中央警察署 交通第二課	課長	
	東日本高速道路 (株)関東支社	総合企画部 総合企画課	課長代理	
		長野工事事務所 工務課	課長	
		長野工事事務所 庶務課	課長	

11 名

事務局

長野市

建設部 道路課